

秋田県告示第186号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

平成30年3月23日

秋田県知事 佐竹敬久

1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (キロメートル)
県道	旧	鳥海矢島線	由利本荘市鳥海町上笹子字清水平12番1地先から8番1地先まで	15.00～36.50	0.204
	新	鳥海矢島線	〃	15.00～41.00	0.204

2 供用開始の期日 平成30年3月23日

3 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 由利本荘市水林366番地 秋田県由利地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成30年3月23日から同年4月6日まで（日曜日及び土曜日を除く。）

秋田県告示第187号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

平成30年3月23日

秋田県知事 佐竹敬久

1 道路の区域

道路の種類	新旧別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (キロメートル)
県道	旧	南由利原鮎川線	由利本荘市西沢字前田51番24	7.50～9.00	0.023
	新	南由利原鮎川線	〃	7.50～21.5	0.023

2 供用開始の期日 平成30年3月23日

3 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 由利本荘市水林366番地 秋田県由利地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成30年3月23日から同年4月6日まで（日曜日及び土曜日を除く。）